

**京都に移転した文化庁の機能強化と文化芸術立
国の実現に向けた文化発信・地域文化の振興に
関する提言**

近畿ブロック知事会

令和7年11月

京都に移転した文化庁の機能強化と文化芸術立国の実現 に向けた文化発信・地域文化の振興に関する提言

文化庁の京都移転決定を契機に、改正文部科学省設置法や改正文化財保護法が施行され、新・文化庁にふさわしい組織改革・機能強化や地域における文化財の計画的な保存・活用の促進、地方文化財保護行政の推進力の強化が図られる等、新たな政策ニーズに対応した取組が展開されているところである。

文化庁が移転した関西には、国内の国宝・重要文化財の約5割が集積し、文化が地域に根差しているが、そのような関西においても、地域文化の担い手の減少等により、文化への関心の低下、触れ合う機会の減少や生活様式の変化によって、多様な地域文化が徐々に失われようとしている。

文化芸術立国の実現に向け、関西が誇る地域文化の次世代への保存・継承を図るとともに、地域文化を元気にする取組をより強化するため、以下のとおり提言する。

1 文化芸術立国の実現に向けた文化発信

① 「日本博2.0」による文化芸術振興策のシフトアップ及び地域の文化資源を活かした取組への支援の拡充

日本の美と心を発信する「日本博2.0」により、文化振興策のシフトアップを行うとともに、歴史や風土、生活文化等の地域の文化資源を活かした都道府県のプロジェクト等の取組を推進するため、国による支援を拡充すること。

② 文化に関する国際会議等の関西への誘致及び国際文化交流プロジェクトの推進への支援

文化芸術立国の実現に向け、国内外の多くの人々に関西の多彩な文化芸術を発信していくため、文化に関する国際会議（ユネスコ文化大臣会合等）を関西へ誘致するとともに、国際文化交流プロジェクトの推進に対し、国の支援を行うこと。

2 文化資源の保存・継承・活用

① 地域文化財総合活用推進事業による支援の拡充

過疎・高齢化等により、継承の危機にある地域の祭礼・行事等の無形の文化財の継承にあたっては、地域の主体性を尊重した伴走型支援や、国内外に広く地域文化の魅力や文化的価値を発信し、担い手確保や寄附などにつながる支援を行うことが重要であるため、国の地域文化財総合活用推進事業による支援の更なる拡充を行うこと。

② 「古典の日」に係る取組の推進

平成 24 年に法制化された「古典の日」（11 月 1 日）について、「古典の日」の普及とその趣旨にそって広く国民の古典への关心と理解を深めるため、多くの人が古典に親しむ機会をつくる様々な活動を全国に広げていくことが必要であり、国をあげて取組を推進すること。

③ 文化財保存事業に係る加算制度の拡充

文化財の保護団体及び所有者の間には、財政力に大きな差があり、現在、美術工芸品と建造物の分野で実施されている財政力に応じた補助率の加算措置について、民俗文化財をはじめとする他の分野にも幅広く拡充すること。

令和 7 年 11 月

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉 本 達	治
三重県知事	一 見 勝	之
滋賀県知事	三 日 月 大	造
京都府知事	西 脇 隆 俊	俊
大阪府知事	吉 村 洋 文	文
兵庫県知事	齋 藤 元 彦	彦
奈良県知事	山 下 真	真
和歌山県知事	宮 崎 泉	泉
鳥取県知事	平 井 伸 治	治
徳島県知事	後 藤 田 正 純	純